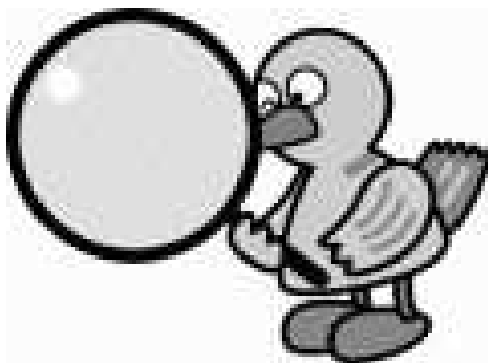


猶予の申請の手引



- 申請の具体的な手続きについて・・・P 1
(換価の猶予P.3～ 徴収猶予P.19～)
- 申請書類一式・・・P 2 5
- 提出書類チェック表・・・P 3 3

— 埼玉県 —

(この手引きの内容のうち、「換価の猶予」は、平成 28 年 4 月 1 日以降に
納期限が到来する県の徴収金が対象です。)



猶予の申請の手引

埼 玉 県

◎猶予制度とは・・・

県税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、県税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、県税事務所（又は自動車税事務所）に申請することにより、財産の換価や差押えが猶予される制度があります。

具体的には・・・

1 換価の猶予

県税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、申請に基づいて差押財産の換価を猶予する制度

2 徴収の猶予

災害、病気、事業の休廃業などによって県税を一時に納付することができないと認められる場合や、本来の期限から1年以上経って納付すべき税額が確定した県税を一時に納付することができない理由があると認められる場合に、申請に基づいて納税を猶予する制度

◎猶予の効果

審査の結果、猶予が認められた場合、次のようなメリットを受けられます。

(換価の猶予)

- 1 既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- 2 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- 3 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

(徴収の猶予)

- 1 新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分を受けません。
- 2 既に差押えを受けている財産がある場合には、その差押えが解除される場合があります。
- 3 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の一部又は全部が免除されます。

◎手続の流れ

1 申請書等の作成、提出

「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に、必要な書類を添付して、所管の県税事務所（又は自動車税事務所）に提出してください。
（換価の猶予の詳細は、P3～ / 徴収猶予の詳細はP19～ を参照してください。）



2 提出された申請書等の審査

提出された申請書及び添付書類の内容などを確認して、猶予を認める金額や期間などについて審査を行います。
なお、申請書等に不備や不足書類などがある場合は、一定期間内に補正をしていただく場合があります。



3 許可の場合

猶予が認められた場合は、県から「猶予通知書」が送付されますので、その通知書に記載された計画のとおりになおしてください。

3 不許可となった場合

審査の結果、猶予を受ける理由が無いと認められる場合は許可されません。（「申請棄却通知書」が送付されます。）
その場合は、早急に納税してください。



4 納付の履行

本税の全額が納付された場合は、延滞金の全部又は一部が免除されます。
なお、一定の場合には猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。
また、やむを得ない事情がある場合には、納付計画の変更や猶予期間の延長をすることもできます。

●換価の猶予

1 申請ができる場合

次の①から⑥に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

なお、申請による換価の猶予を受けることができる県税は、平成28年4月1日以降に納期限が到来する県税に限られます。

～要件～

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること（※1）
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること（※2）
- ③ 換価の猶予を受けようとする県税以外に県税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき県税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が所管の県税事務所（又は自動車税事務所）に提出されていること
- ⑤ 納付が困難である県税徴収金があること
- ⑥ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保があること（※3）

※1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の財産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお県税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、県税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

※2 「納税について誠実な意思を有している」とは、納税者がその県税を優先的に納付する意思を有していると県税事務所（又は自動車税事務所）長が認めることができることをいいます。

※3 次の（1）～（3）のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

- （1）猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます。）が100万円以下である場合
- （2）猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合
- （3）担保を提供することができない特別の事情がある場合

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた県税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

ただし、換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に所管の県税事務所（又は自動車税事務所）に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最大2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請書類

換価の猶予を申請する場合は、次の書類及びそれを証する書類（またはその事実が分かる書類）（P 33参照）を所管の県税事務所（又は自動車税事務所）に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

申請に係る金額が100万円以下である場合	申請に係る金額が100万円を超える場合
・「換価の猶予申請書」（記載例 P7） ・「財産収支状況書」（記載例 P10）	・「換価の猶予申請書」（記載例 P7） ・「財産目録」（記載例 P12） ・「収支の明細書」（記載例 P15）

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」などを提出する必要がありますので、詳しくは所管の県税事務所（又は自動車税事務所）にお尋ねください。

4 申請書等の審査

県では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、県から補正通知書が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますのでご注意ください。

(2) 申請内容の審査

県の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問したり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

※ 換価の猶予の申請をした場合、又は換価の猶予が許可された場合であっても、その猶予を受けようとする県税について督促状がまだ送付されていないときには、

督促状が納税義務者に送付されますのでご了承ください。

5 猶予が許可された場合

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている県税を納付してください。

なお、県での審査の結果により、

- ① 申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合
- ② 猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合
- ③ 申請書に記載された分割納付計画と異なる分割納付計画により許可される場合があります。

このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

6 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件（P3の1の①～⑥）に該当しないとき。
- ② 申請者について強制換価手続（※1）が開始されたとき
 - ・法人である申請者が解散したとき
 - ・申請者が県税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする県税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ③ 申請者が猶予の審査をするために県の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（※2）
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（※3）

※1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

※2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合や検査に障害を与える場合などが該当します。

※3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の県税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実が生じたことにより徴収猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「6 不許可となる場合」の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている県税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき
- ② 猶予を受けている県税を「換価の猶予通知書」により通知された分割納付計画のとおりには納付しないとき（※）
- ③ 県税事務所（又は自動車税事務所）長が行った担保の変更等の命令に応じないとき
- ④ 猶予を受けている県税以外に新たに納付すべきこととなった県税が滞納となったとき（※）
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき

※ 猶予をしたときに予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。

やむを得ない理由がある場合には、換価の猶予通知書に記載のある事務所にご相談ください。

「換価の猶予申請書」の記載方法

換 価 の 猶 予 申 請 書

所管の県税事務所等を記入してください。 平成28年 5 月 9 日

(宛先) 埼玉県さいたま 県税事務局長 申請書を提出する日を記載してください。

納税者又は特別徴収義務者 埼玉工業株式会社

住(居)所又は所在地 さいたま市〇〇 埼玉 太郎

氏名又は名称及び代表者氏名

法人番号 1234567

住所(又は所在地)、氏名(又は名称)を記載し、~~申請者~~してください。※申請者が法人である場合は、その代表者の氏名及び法人番号も記載してください。

地方税法第 15 条の6 第 1 項の規定により下記のとおり換価の猶予を受けたいので申請します。

換価の猶予を受けようとする県の徴収金

年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・事業年度	納期限	税額	その他 徴収金額	換価の猶予 申請額	換価の猶 期
28	(1234567) 法人県民税	(51) 4-270301	28.4.30	円 5,000,000	円	円 5,000,000	28.5.9 から
	()						28.9.20 まで

「税額」「その他徴収金額」のうち、換価の猶予を受けようとする金額を記載してください。

換価の猶予を申請しようとするときに、未納となっている県税を全て記載します。確定延滞金や加算金は、「その他徴収金額」欄に記載してください。

換価の猶予額の納付(入)の方法

年 月 日	28.5.20	28.6.20	28.7.20	28.8.19	28.9.20
金 額	円 1,000,000	円 1,000,000	円 1,000,000	円 1,000,000	円 1,000,000
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
金 額	円	円	円	円	円

「猶予期間の開始日」及び「納付計画の最終日」を記載します。 ※「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき県税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき県税の法定納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。

換価の猶予を申請する額の納付計画を記載してください。 ※財産収支状況書又は収支の明細書に記載する分割納付額と一致していることを確認してください。

1 申請の理由 当社の取引額の3割を占める(株)Bが倒産し、大きな損失が生じた。新たな取引先を同拓しているところであるが、一括で納付した場合、今後の事業継続が困難となるおそれがある。

2 担保 有 無

担保財産の詳細(種類、数量、価額及び所在)又は担保を提供できない特別の事情 土地(川口市〇〇)

3

1 「申請の理由」欄

県税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を、具体的に記載します。

【記載例】

個人事業で建設業を営んでいたが、最大の取引先のZ(株)の事業縮小に伴い、Z(株)との契約が昨年度末で終了となった。

Z(株)との取引は、売上げの3割以上を占めていたため、資金繰りが非常に悪化した。現在は、事業に掛かる経費や生活費を節約するほか、家賃の安いアパートに転居することなどにより、燃料費など事業に最低限必要な資金や生活費を捻出している状況である。

今月の入金額を全て充てれば県税は納付できるが、事業資金の支払いだけでなく生活費の捻出も厳しくなり、生活の維持が困難となることから、申請するものである。

2 「担保」欄

猶予を受けるに当たり、担保を提供する必要がある場合には「□有」に、担保を提供する必要がない場合には「□無」にチェック(☑)を付けます。

※ 猶予を受けようとする場合には、原則として担保を提供することが必要です。

ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありませんので、「□無」にチェック(☑)を付けます。

- ① 猶予を受ける金額(未確定の延滞金額を含みます。)が100万円以下である場合
- ② 猶予を受ける期間が3ヶ月以内である場合
- ③ 担保を提供することができない特別の事情がある場合

3 「担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情」欄

担保として提供する財産の種類、数量、価額及び数量等を記載します。

(上記①又は②に該当する場合には、この欄は「-」と記載します。上記③に該当する場合には、その担保を提供することができない特別の事情を記載します。)

【記入例】

(不動産を担保として提供する場合)

担保	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細(種類、数量、価額及び所在)又は担保を提供できない特別の事情	種別:土地 地目:宅地 所有者:〇〇 所在地:〇〇市××-△
----	---	---------------------------------------	--------------------------------------

(担保を提供することができない特別の事情がある場合)

担保	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	担保財産の詳細(種類、数量、価額及び所在)又は担保を提供できない特別の事情	担保として提供できる財産を所有していないため。
----	---	---------------------------------------	-------------------------

(補足) 担保として提供できる財産の種類

地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産は、次に掲げる財産であり、この中からなるべく処分の容易なもので、価格の変動の恐れが少ないものを選択してください。

- 1 国債及び地方債
- 2 社債その他の有価証券で所管の県税事務所（又は自動車税事務所）長が确实と認めるもの
- 3 土地
- 4 建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械で保険に付されたもの
- 5 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団
- 6 県税事務所（又は自動車税事務所）長が确实と認める保証人の保証

「財産収支状況書」の記載方法

(給与所得者等用)
※法人用なども同様に記入してください。

申請書を提出する日を記載してください。

住所、氏名(又は所在地、電話番号、生年月日、年齢(申請書提出日現在)、職業、勤務先名及び住所を記載押印してください。

給与所得者
年金受給者用

財産収支状況書

平成 28年 6月 23 日

住所	さいたま市浦和区〇〇-〇	氏名	埼玉 花子
電話番号	(日中、連絡が取れる番号) 090-1234-5678	勤務先	某(年金受給)
納付できない理由	夫(妻収入)の通院に月5万円かかるため、生活費を切りつめても納期限内の一括納付ができないため。		

○現在納付可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金		25,000円	0円	今月の生活資金であるため。
〇×銀行	普通	5万円	0円	通院費の最低限の予備費とするため
現在納付可能資金額			2	0円

○今後の収入及び支出の見込金額

1

区分	見込金額	備考・内訳	
収入	本人 (扶養 0人)	185,000円	年金
	配偶者	0円	
	その他 家族	0円	
	(計)①	185,000円	

支出	見込金額	備考・内訳
家賃	60,000円	
光熱水費	10,000円	水道代3,500円、電気料金4,000円、ガス代2,500円
食費	30,000円	
学費		
事業費		
負債返済		
税金	10,000円	国民健康保険料
その他	65,000円	夫の通院費、雑費(5千円)、電話料金(固定と携帯)(1万円)
(計)②	175,000円	

収入及び支出の内訳がある場合などは、記載してください。

納付可能基準額 (①-②)	10,000円
------------------	---------

・毎月の納付金額となります。
・増減する月がある場合には、備考欄に理由を記載してください。

3 ○『現在納付可能資金額』以外の保有財産

生命保険	会社名(某)	解約返戻金()
自動車	登録番号(大宇〇〇〇)	初年度登録(H 8)
不動産	所在地(某)	評価額()
その他	某	

※ 資産や収支について、この書類に記載しきれない場合には、内訳を任意の書面に記載し、提出すること可能です。
※ この書類の記載した以外の財産が発見された場合は、即時に滞納処分を執行する場合がありますので、記入漏れなどがないように注意してください。

1 「① 収入」 及び 「② 支出」

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

また、「納付可能基準額 (①-②)」欄に①から②を差し引いた金額を記載します。

① 「収入」欄

納税者本人及び生計を同一とする配偶者等の給与収入や報酬など経常的な収入（手取り額）を全て記載します。

② 「支出」欄

納税者本人及び生計を同一とする配偶者等の生活費や税金の納付額、生命保険料等の支出金額を記載します。

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、必要最低限の所要資金の額としてください。

2 「現在納付可能資金額」欄

この欄では、申請書を提出する日現在において、直ちに納付することができる金額を計算します。

- 「預貯金等の額」欄には、申請書を提出する日現在の自宅や事務所等に保管している手持ち現金の金額及び預貯金等の金額を記載します。
また、預貯金については、預貯金がある金融機関等の名称・支店名を記載します。
- 「左記のうち、納付に充てられない金額及びその理由」欄には、「預貯金等の額」のうち、納付に充てられない事情がある場合に記載します。
ただし、生活の維持のための必要不可欠な支出として、必要最低限の所要金額としてください。

「預貯金等の額」から「左記のうち、納付に充てられない金額」を差し引いた金額が「現在納付可能資金額」となります。

この金額は、直ちに納付に充てることのできる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

3 「③以外の保有財産」等

現在納付可能資金額以外の保有財産を記載してください。

また、手形等の取扱の有無や（担保として財産を提供する場合のみ）「担保用財産」欄（担保として財産を提供する場合のみ）を記載してください。

なお、不要不急の財産として速やかに売却して納付に充てられる財産は、その想定される売却代金を②の現金に加算してください。

「財産目録」の記載方法

別記様式第3-31号

財産目録

申請書を提出する日を記入してください。

平成28年8月10日

1 住所・氏名等

住所 所在地	川越市〇〇	氏名 名称	カワゴエ鋳業株式会社
-----------	-------	----------	------------

2 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
手持ち現金	現金	500,000円			
A銀行〇支店	普通	20,000円			
B信用金庫×支店	当座	260,000円			
預貯金等合計 (A)					780,000円

(2) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額
C機器株式会社 〇〇市××	売掛金	28.8.20	持ち込み	500,000円
D重機株式会社 ××市▲▲	売掛金	28.9	手形	1,200,000円

(3) その他の財産の状況

財産の種類	担保等	直ちに納付に充てられる金額
国債・株式等	<input type="checkbox"/>	
不動産等 工場の土地・建物 (〇〇市▲)	<input checked="" type="checkbox"/>	0円
車 輛 事業用車輛	<input type="checkbox"/>	0円
その他 営業保証金	<input type="checkbox"/>	0円
合計 (B)		0円

(4) 借入金・買掛金の状況

借入先の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等
E銀行〇〇支店	6,000,000円	200,000円	32.10	否	工場の土地、建物

3 現在納付可能資金額

①当座資金額 ((A) + (B))	②当面の必要資金額 (C)	③現在納付可能資金額 (① - ②)
780,000円	1,000,000円	0円

この金額は直ちに納付に充てることができる金額です。

「②当面の必要資金額」(C)の内訳

項目	金額	内容
支出見込 事業支出	1,500,000円	仕入代金700,000円+工場家賃500,000円+諸経費300,000円
生活費		
収入見込	500,000円	取引先からの売上代金500,000円
(支出見込) - (収入見込)	1,000,000円	

※ 各欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して提出してください。

「2 財産の状況」欄

この欄には、申請書を提出する日現在における財産の状況を記載します。

1 「(1) 預貯金等の状況」欄

○申請書を提出する日現在の、自宅や事務所等に保管している手持ち現金の額及び金融機関等の預貯金等の種類や金額を記載します。

○手持ち現金及び預貯金等の額の合計を「預貯金等合計 (A)」欄に記載します。

※ 預貯金等のうち、借入の担保になっているものについては、「(3) その他の財産の状況」欄の「その他財産」欄に記載します。

2 「(2) 売掛金・貸付金の状況」欄

売掛金・貸付金等について、売掛先等の名称、住所、種類、回収予定日（手形の場合は支払期日）、回収方法（現金、振込み、手形、小切手等）の回収方法を記載します。

3 「(3) その他の財産の状況」欄

○国債・株式等の有価証券、不動産等、車輛など所有している財産をそれぞれの欄ごとに具体的に記載します。

また、「その他財産」欄には、敷金、保証金、保険等のほか、預貯金等のうち、借入の担保になっているものを記載します。ただし、1 「(1) 預貯金等の状況」欄に記載した財産は、記載する必要はありません。

○「担保等」欄には、記載した財産に抵当権等の担保権が設定されている場合にチェック (☑) を付けます。

○「直ちに納付に充てられる金額」欄には、記載した財産のうち、現金化することが容易で、直ちに納付に充てられる金額を記載し、その合計額を「合計 (B)」欄に記載します。

4 「(4) 借入金・買掛金の状況」欄

借入先等の名称、借入の現在残高、月額返済額、返済終了（支払）年月、追加借入の可否及び担保提供財産等を記載します。

○「月額返済額」欄には、毎月の平均的な返済額を記載します。

○「返済終了（支払）年月」欄には、借入金の返済が終了する、又は買掛金等を支払う年月を記載します。

○「追加借入の可否」欄には、借入の枠が残っているなど、追加借入ができる場合は「可」に、できない場合は「否」に○を付けます。

○「担保提供財産等」欄には、借入のために抵当権を設定しているものなど、担保として提供している財産等を記載します。

5 「3 現在納付可能資金額」欄

(1) 「当座資金額 ((A) + (B))」欄

「(1) 預貯金等の状況」欄の「預貯金等合計 (A)」欄の金額と「(3) その他の財産の状況」欄の「合計 (B)」欄の金額

(2) 「当面の必要金額 (C)」欄

○「事業支出」欄

申請書を提出する日からおおむね1カ月以内（以下、「計算期間」といいます。）（※1）に支出する事業の継続のために必要不可欠な金額（※2）及びその主な内容を記載します。（不要不急の財産の取得のための支出や期限に定めのない債務の弁済のための支出は認められません。）

※ 納税者が給与所得者、年金所得者などの事業を行っていない個人である場合は、この欄の金額は0円となります。

※1 申請書を提出する日から1カ月以内において、最も資金の手当てが必要となる日までの期間とすることができます。

※2 計算期間を超える期間における支出であっても、そのために資金の手当てをしておかなければその事業の継続をすることができなくなるような支出については、必要最小限度の範囲内でこの欄の金額に含めることができます。

○「生活費」欄（納税者が個人の場合のみ）

計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者等の生活費や税金の納付額、生命保険料の支出金額を記載します。

なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、健康状態などの事情を勘案して、養育費、教育費、治療費など生活の維持のために必要不可欠な支出として、必要最低限の額としてください。

○「収入見込」欄

計算期間に入金予定の事業収入、給与収入、その他の収入金額及びその主な内容（給与支給者の場合は支給者の名称・所在地、事業収入の場合は主な取引先の名称・所在地等）を記載します。

○「(支出見込) - (収入見込)」欄

支出見込額から収入見込額を控除した金額（マイナスの場合は、0円とします。）を記載し、この欄の金額を「②当面の必要資金額 (C)」欄に転記します。

(3) 「③現在納付可能資金額 (①-②)」欄

「①当座資金額 ((A) + (B))」欄の金額から「②当面の必要資金額 (C)」欄の金額を差し引いた金額を記載します。

「③現在納付可能資金額 (①-②)」欄の金額は、直ちに納付できる金額であるため、できるだけ速やかに納付してください。

「収支の明細書」の記載方法

別記様式第3-32号

収支の明細書

申請書を提出する日を記入してください。

平成28年 8月9日

1 住所・氏名等

住所 所在地	川口市000	氏名 名称	カワグーチ電子株式会社
-----------	--------	----------	-------------

2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年月	①総収入金額	②総支出金額	③差額(①-②)	備 考
27年8月	4,900,000円	4,215,000円	685,000円	
27年9月	4,750,000円	4,162,000円	588,000円	
27年10月	4,600,000円	4,110,000円	490,000円	
27年11月	5,100,000円	4,285,000円	815,000円	
27年12月	4,800,000円	4,180,000円	620,000円	
28年1月	4,300,000円	4,005,000円	295,000円	
28年2月	4,400,000円	4,040,000円	360,000円	
28年3月	3,800,000円	5,830,000円	▲2,030,000円	機材設備の修繕費として300万円支出
28年4月	3,300,000円	3,200,000円	100,000円	
28年5月	4,650,000円	4,130,000円	520,000円	
28年6月	3,950,000円	3,883,000円	67,000円	
28年7月	4,250,000円	3,980,000円	270,000円	

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分		見込金額	区 分		見込金額
収 入	売上	4,500,000円	支 出	仕入	1,500,000円
				給与	850,000円
				役員給与	650,000円
				借入金返済	450,000円
				社会保険料等	202,000円
				諸経費	348,000円
①収入合計		4,500,000円	②支出合計		4,000,000円
③納付基準額(①-②)		500,000円			

※ 収支について、この表類に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して提出してください。

この欄に記載した金額を「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の①「納付可能基準額」欄に転記します。

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

3	内訳	内容	年月	金額
	臨時収入	〇〇生命保険からの一時金	29年1月	1,500,000円
		Z工業からの貸付金の回収	29年5月	200,000円
	臨時支出	老朽設備の更新	28年8月	450,000円

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる県税及び他団体の税金等

4	年月	税目	金額	年月	税目	金額
	28年8月	固定資産税	50,000円	29年1月	消費税等	1,740,000円
	28年9月	源泉所得税	120,000円			
	28年9月	労働保険料	50,000円			

6 家族（役員）の状況

5	続柄（役職）	氏名	生年月日	収入・報酬（月額） （専従者給与含む）	職業・所有財産等
	代表者	河文地 一郎	昭和22年2月22日	350,000円	
	取締役	采多摩 二郎	昭和40年8月20日	300,000円	

7 分割納付年月日及び分割納付金額

6	納付年月日	①納付基準額	②季節変動等に 伴う増減額	③臨時的入出金額	④県税等納付額	⑤分割納付額
	28.8.30	500,000円	200,000円	▲450,000円	50,000円	200,000円
	28.9.31	500,000円			170,000円	330,000円
	28.10.31	500,000円				500,000円
	28.11.30	500,000円	200,000円			700,000円
	28.12.31	500,000円	500,000円			1,000,000円
	29.1.30	500,000円	▲200,000円	1,500,000円	1,740,000円	60,000円
	29.2.28	500,000円	▲150,000円			350,000円
	29.3.30	500,000円	▲300,000円			200,000円
	29.4.30	500,000円	▲250,000円			250,000円
	29.5.31	500,000円		200,000円		150,000円＋延滞金

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」欄に記載した金額を、この欄に記載します。

1 「2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況」欄

申請書を提出する日の直前1年間における各月の「①総収入金額」「②総支出金額」及び「③差額（①－②）」を記載します。

また、「③差額（①－②）」欄の金額がマイナスのときは、金額の前に「▲」を付けます。
なお、臨時的な収入や支出があった月については、「備考欄」にその旨を記載します。
※ 月次決算又は毎月の収支計算を行っていない場合は、直前の事業年度の決算に基づき記載して差し支えありません。

2 「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄

猶予期間中における月単位の平均的な収入及び支出の見込金額を記載します。

3 「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄

今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額について記載します。

○「臨時収入」欄

例えば、不要不急の資産の売却、新規借入や貸付金の回収等による臨時的な収入が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

○「臨時支出」変

例えば、事業の継続のためのやむを得ない設備・機械の購入等による臨時的な支出が見込まれる場合に、その内容、年月及び金額を記載します。

4 「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる県税及び他団体の税金等」欄

今後1年以内に納付すべきことが見込まれる県税、地方税、社会保険料等について、その納付すべきこととなる年月、税目及び金額をそれぞれの欄に記載します。

※ 月ごとに納付する源泉所得税や社会保険料などは「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」の「支出」欄に記載します。

5 「6 家族（役員）の状況」欄

○納税者が法人の場合

全ての役員について、その役職、氏名、生年月日、月の報酬額及び所有財産等を記載します。

○納税者が個人の場合

生計を一にする親族について、続柄、氏名、生年月日、収入金額（専従者給与を受けている場合は、その金額）、職業及び所有財産等を記載します。

6 「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄

○「納付年月日」欄

猶予期間中の各月の納付年月日を記載します。

○「①納付基準額」欄

「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄の「③納付可能基準額（①－②）」欄に記載した金額を転記します。

○「②季節変動等に伴う増減額」欄

「2 直税1年間における各月の収入及び支出の状況」欄のほか、例年の収支状況を基に、「3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額（月額）」欄で算出した「③納付可能基準額（①－②）」と比較し、季節変動等に伴う増減額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

○「臨時的入出金額」欄

「4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額」欄を基に、納付年月における臨時的入出金額の合計額を記載します。

なお、減額する場合には、金額の前に「▲」を付けます。

○「県税等納付額」欄

「5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる県税及び他団体の税金等」欄に記載した、納付年月における県税等の納付見込額を転記します。

○「分割納付金額」欄

各月ごとに、「①納付可能基準額」欄の金額から、「②季節変動等に伴う増減額」欄の金額及び「③臨時的入出金額」欄の金額を加算し、「④県税等納付額」欄の金額を減額した金額を記載します。

なお、最終の納付年月日の「⑤分割納付金額」欄には、「〇〇〇円（本税の残額）＋延滞金」と記載します。

● 徴収猶予

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①～④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」といいます。）があること
 - イ 納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと
 - ロ 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - ハ 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと
 - ニ 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと（※1）
 - ホ 納税者に上記イからニに類する事実があったこと（※2）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき県税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収猶予申請書」が所管の県税事務所（又は自動車税事務所）に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（※3）

※1 「事業に著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。

※2 「上記イからニに類する事実」のうち、ニ（納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。

※3 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合と同様です。

2 本来の期限から1年以上経過した後に納付すべき県税が確定した場合の猶予の要件

次の①～④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 法定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した県税(※1)があること
- ② 納税者が①の県税を一時に納付することができない理由があると認められること
- ③ やむを得ない理由があると認められる場合を除き、納税者から①の県税の納期限(※2)までに「徴収猶予申請書」が所管の県税事務所(または自動車税事務所)に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(※3)

※1 例えば、法定申告期限から1年を経過した日以後に修正申告書を提出した場合に、その修正申告書の提出によって納付すべきこととなる県税が該当します。

※2 例えば、修正申告書を提出する場合には、その提出した日が納期限となりますので、同日までに徴収猶予申請書を提出する必要があります。

※3 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合と同様です。

3 猶予期間

徴収猶予を受けることができる期間は1年(※)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納することができるものと認められる期間に限ります。

なお、徴収猶予を受けた県税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを、県税事務所(又は自動車税事務所)長が定めることがあります。

※ 徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に所管の県税事務所(又は自動車税事務所)に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

4 申請のための書類

徴収猶予を申請するためには、次の書類及びそれを証する書類(またはその事実が分かる書類)を所管の県税事務所(又は自動車税事務所)に提出してください。

- (1) 徴収猶予の審査のために必要となる書類

申請に係る金額が 100 万円以下である場合	申請に係る金額が 100 万円を超える場合
<ul style="list-style-type: none"> ・「徴収猶予申請書」(記載例 P22) ・「財産収支状況書」(記載例 P10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「徴収猶予申請書」(記載例 P22) ・「財産目録」(記載例 P12) ・「収支の明細書」(記載例 P15)

(2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類については、換価の猶予の申請の場合と同様です。

※ 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。

- ① 災害又は盗難のときは、罹災証明書、盗難の被害届けの写しなど
- ② 病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③ 事業の廃止又は休止のときは、廃業届けなど
- ④ 事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

5 申請等の審査などの手続

換価の猶予の「4 申請書等の審査」から「7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮」までの手続については、徴収猶予の申請があった場合にも同様となります。

※ P.4～P.6参照

「徴収猶予申請書」の記載方法

別記欄 所管の県税事務所等を記入してください。

申請書を提出する日を記載してください。

平成28年 6 月 23日

(宛先)
埼玉県 さいたま 県税事務所長

納税者又は特別徴収義務者
住(居)所 さいたま市浦和区〇〇-〇
氏名 袁環土建

1 ※適用条項は次ページを御確認ください。

地方税法第15条第1項第2号の規定により下記のとおり徴収猶予を受けたいので申請します。

徴収猶予を受けようとする県の徴収金

年度	(納税番号) 税目	(調定事由) 期(月)別・事業年度	納期限	税額	その他徴収金額	徴収猶予申請額	徴収猶予期間
28	(1234567) 法人県民税	(51) 4-270701	28・6・30	円 400,000	円	円 300,000	28・6・23 から 28・8・31 まで
	()	()					
	()	()					

「税額」「その他徴収金額」のうち、徴収猶予を受けようとする金額を記載してください。

徴収猶予を申請しようとするときに、未納となっている県税を全て記載します。確定延滞金や加金は、「その他徴収金額」欄に記載してください。

「猶予期間の開始日」及び「納付計画の最終日」を記載します。

徴収猶予額の納付(入)の方法

年月日	28・6・30	28・7・29	28・8・31	・	・	・
金額	円 10,0000	円 10,0000	円 10,0000	円	円	円
年月日	・	・	・	・	・	・
金額	円	円	円	円	円	円

2 6月20日に発生した土砂災害で資材(仕入価格30万円)が損壊した。この資材は今月の事業に不可欠であり、早急に購入しなければならなかったため。

3 担保 有 無

4 担保財産の詳細(種類、数量、価額及び所在)又は担保を提供できない特別の事情

換価の猶予を申請する額の納付計画を記載してください。財産収支状況書又は収支の明細書と一致していることを確認してください。

1 地方税法第__条__号の規定により下記のとおり徴収猶予受けたいので申請します。

下線部に適用条項を記載します。適用条項は、次のとおり猶予申請の内容ごとに異なります。 ※御不明な場合は、申請先の県税事務所にお尋ねください。

災害により納付困難となった場合の徴収猶予	納税者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にあったこと	地方税法 第15条第1項第1号
	納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと	地方税法 第15条第1項第2号
	納税者がその事業を廃止又は休止したこと	地方税法 第15条第1項第3号
	納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと	地方税法 第15条第1項第4号
	納税者に上記4つの猶予該当事実のいずれかに類する事実があったこと	地方税法 第15条第1項第5号
本来の期限から1年を経過した後に納付すべき県税が確定した場合の徴収猶予	地方税法 第15条第2項	
分割法人が法人税の更正を受けたことに伴い法人税割又は事業税の修正申告等を行う場合の徴収猶予	地方税法 第15条の4	
更正の請求に伴う徴収猶予	地方税法 第20条の9の3第5項	

2 「申請の理由」欄

災害等の場合には、猶予該当事実の詳細及び、それにより納税者が資金を支出し、又は損失を受け、その支出又は損失があることが一時に納付することができないことの原因になっている事情の詳細を具体的に記載します。

【記載例】 1

平成28年11月〇日、台風により、営業店舗が床上浸水となった。
これにより、10日間営業を行うことができず、それにより売上利益に相当する50万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

【記載例】 2

平成28年5月〇日、〇市で交通事故に遭い、3ヶ月間★★病院に入院していた。
入院費として85万円を支払ったが、◎◎生命保険からの保険金が52万円であったため、差引金額である33万円が、猶予該当事実があったことによる損失となっている。

3 4 「担保」欄及び「担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情」欄

P 8 参照

5 「猶予期間」欄

「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日ですが、次に掲げる場合にはそれぞれの日となります。

- ・納付すべき県税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、納付すべき県税の法定納期限の翌日を「猶予期間の開始日」とします。
- ・災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、申請書を提出した日にかかわらず、猶予該当事実を生じた日を「猶予期間の開始日」とすることができます。

徴 収 猶 予 申 請 書							
(宛先) 埼玉県 県税事務所長						年 月 日	
納 税 者 又 は 特別徴収義務者 住 (居) 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 法 人 番 号							
地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり徴収猶予を受けた いので申請します。							
徴収猶予を受けようとする県の徴収金							
年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・ 事業年度	納期限	税 額	そ の 他 徴収金額	徴収猶予 申 請 額	徴収猶予 期 間
	()	()	..	円	円	円	. . から . . まで
	()	()	..				
	()	()	..				
徴収猶予額の納付 (入) の方法							
年 月 日
金 額	円	円	円	円	円	円	円
年 月 日
金 額	円	円	円	円	円	円	円
申請の理由						担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
担保財産の詳細(種類、数量、価額及び所在)又は担保を提供できない特別の事情							

別記様式第九号の十六の二

換 価 の 猶 予 申 請 書							
(宛先) 埼玉県 県税事務所長						年 月 日	
納 税 者 又 は 特別徴収義務者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 法人番号							
地方税法第 条第 項の規定により下記のとおり換価の猶予を受けたいので申請します。							
換価の猶予を受けようとする県の徴収金							
年度	(納税番号) 税 目	(調定事由) 期(月)別・事業年度	納期限	税額	その 他 徴収金額	換価の猶予 申 請 額	換価の猶予 期 間
	()	()	・ ・	円	円	円	・ ・ から ・ ・ まで
	()	()	・ ・				
	()	()	・ ・				
換価の猶予額の納付（入）の方法							
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
金 額	円	円	円	円	円	円	
年 月 日	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
金 額	円	円	円	円	円	円	
申請の理由						担 保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
担保財産の詳細（種類、数量、価額及び所在）又は担保を提供できない特別の事情							

財産収支状況書

年 月 日

住所		氏名	
電話番号	(日中、連絡が取れる番号)	勤務先	
納付できない理由			

○現在納付可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金				
現在納付可能資金額				

○今後の収入及び支出の見込金額

区 分	見込金額	備考・内訳
収入	本人 (扶養 人)	
	配偶者	
	その他 家族	
	(計) ①	
支出	家 賃	
	光熱水費	
	食 費	
	学 費	
	事業費	
	負債返済	
	税 金	
	その他	
(計) ②		
納付可能基準額 (①-②)		

○『現在納付可能資金額』以外の保有財産

生命保険	会社名 ()	解約返戻金 ()
自動車	登録番号 ()	初年度登録 ()
不動産	所在地 ()	評価額 ()
その他		

※ 資産や収支について、この書類に記載しきれない場合には、内訳を任意の書面に記載し、提出することも可能です。

※ この書類の記載した以外の財産が発見された場合は、即時に滞納処分を執行する場合がありますので、記入漏れなどがないように注意してください。

財産収支状況書

年 月 日

住 所		氏 名 (屋号)	()
電話番号	(日中、連絡が取れる番号)	業 種	
納付できない理由			

○現在納付可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等 の種類	預貯金等 の額	納付可能 金額	納付に充てられない事情
現金				
現在納付可能資金額				

○今後の収入及び支出の見込金額

区 分		見込金額	備考・内訳
売 上	事業収入		(主な取引先：)
	(計) ①		
支 出	家 賃		
	光熱水費		
	人件費		
	外注費		
	事業費		
	負債返済		
	税 金		
	その他		
	(計) ②		
納付可能基準額 (①-②)			

○『現在納付可能資金額』以外の保有財産

生命保険	会社名 ()	解約返戻金 ()
自動車	登録番号 ()	初年度登録 ()
不動産	所在地 ()	評価額 ()
その他		

※ 資産や収支について、この書類に記載しきれない場合には、内訳を任意の書面に記載し、提出することも可能です。

※ この書類の記載した以外の財産が発見された場合は、即時に滞納処分を執行する場合がありますので、記入漏れなどがないように注意してください。

財産収支状況書

年 月 日

所在地		名称 代表者	
電話番号	(日中、連絡が取れる番号)	業種	
納付できない理由			

○現在納付可能資金額

現金及び預貯金等	預貯金等の種類	預貯金等の額	納付可能金額	納付に充てられない事情
現金				
現在納付可能資金額				

○今後の収入及び支出の見込金額

区 分		見込金額	備考・内訳
売 上	事業収入		(主な取引先:)
	(計) ①		
支 出	仕 入		
	光熱水費		
	人件費		
	外注費		
	家 賃		
	負債返済		
	税 金		
	その他		
	(計) ②		
納付可能基準額 (①-②)			

○『現在納付可能資金額』以外の保有財産

生命保険	会社名 ()	解約返戻金 ()
自動車	登録番号 ()	初年度登録 ()
不動産	所在地 ()	評価額 ()
その他	売掛金【主な企業名: ()】()	

※ 資産や収支について、この書類に記載しきれない場合には、内訳を任意の書面に記載し、提出することも可能です。

※ この書類の記載した以外の財産が発見された場合は、即時に滞納処分を執行する場合がありますので、記入漏れなどがないように注意してください。

財産目録

年 月 日

1 住所・氏名等

住所 所在地	氏名 名称
-----------	----------

2 財産の状況

(1) 預貯金等の状況

金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額	金融機関等の名称	預貯金等の種類	預貯金等の額
預貯金等合計 (A)					

(2) 売掛金・貸付金等の状況

売掛先等の名称・住所	種類	回収予定日	回収方法	売掛金等の額

(3) その他の財産の状況

財産の種類	担保等	直ちに納付に充てられる金額
国債・株式等	<input type="checkbox"/>	
不動産等	<input type="checkbox"/>	
車 輛	<input type="checkbox"/>	
その他	<input type="checkbox"/>	
合計 (B)		

(4) 借入金・買掛金の状況

借入先の名称	借入金等の金額	月額返済額	返済終了(支払)年月	追加借入の可否	担保提供財産等

3 現在納付可能資金額

①当座資金額 ((A) + (B))	②当面の必要資金額 (C)	③現在納付可能資金額 (①-②)

「②当面の必要資金額」の内訳

項目	金額	内容
支出見込	事業支出	
	生活費	
収入見込		
(支出見込) - (収入見込) (C)		

※ 各欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して提出してください。

収支の明細書

年 月 日

1 住所・氏名等

住所 所在地		氏名 名称	
-----------	--	----------	--

2 直前1年間における各月の収入及び支出の状況

年 月	①総収入	②総支出金額	③差額 (①-②)	備 考
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				
年 月				

3 今後の平均的な収入及び支出の見込金額(月額)

区 分		見込金額	区 分		見込金額
収 入			支 出		
①収入合計			②支出合計		
③納付基準額 (①-②)					

別記様式第3-32号(2)

4 今後1年以内における臨時的な収入及び支出の見込金額

内訳	内容	年月	金額
臨時収入			
臨時支出			

5 今後1年以内に納付すべきことが見込まれる県税及び他団体の税金等

年月	税目	金額	年月	税目	金額

6 家族(役員)の状況

続柄(役職)	氏名	生年月日	収入・報酬(月額) (専従者給与含む)	職業・所有財産等

7 分割納付年月日及び分割納付金額

納付年月日	①納付基準額	②季節変動等に 伴う増減額	③臨時的人出金額	④県税等納付額	⑤分割納付額

～猶予の申請書を提出される方へ～

【提出書類について】

猶予の申請にあたっては、次の書類を提出してください。

(猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合)

- 申請書
- 財産目録
- 収支の明細書

(猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合)

- 申請書
 - 財産収支状況書
-

【添付書類について】

猶予の申請には、記載されている項目の内容を証明するための資料を添付していただく必要があります。

具体的には、次のような資料を提出してください。

●徴収猶予の申請の理由

- 1号 ー 罹災証明書 盗難の被害届けの写し
被害の記載のある新聞記事
- 2号 ー 証明書 診断書 （入院等に係る）領収書
- 3号 ー 廃業届 閉鎖登記簿謄本
- 4号 ー 決算書

●換価の猶予の申請の理由

- 一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となることが分かる書類

●収入

- (給与所得者の場合)
 - 給与明細
 - 源泉徴収票
 - 振込がある口座の写し
- (個人事業者の場合)
 - 確定申告書の写し（経費内訳書を含む）
 - 振込がある口座の写し
- (年金受給者の場合)
 - 年金通知書
- (法人の場合)
 - 決算書
 - （取引の）契約書

●支出

- 領収証書
- レシート
- 引落口座の通帳の写し
- クレジットカード明細書
- 住宅ローン残高証明書
- （税の滞納がある場合）滞納金額一覧表
- （生命保険などの）契約証書
- 決算書

※ 基本は、申請の前月の収入状況や支出状況を確認できる資料を提出してください。

ただし、収入が一定でない場合などは前数ヶ月分または1年間分の収入内訳を提出してください。

●現在納付可能資金

- 保有する口座の通帳の写し
- 口座残高証明書

●保有財産

- （生命保険などの）契約証書
- 金融商品（株券、証券等）の保有状況が分かる書類
- 車検証
- 登録事項証明書 等